

「プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約書」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>第3条（契約料の支払い）</p> <p>甲は、この契約締結日までに、PI アドレス割り当て規則別紙「契約料・維持料の額および支払い方法」に定めるところにより、契約料を乙から受領したことを確認した。</p>	<p>第3条（契約料の支払い）</p> <p>甲は、この契約締結日までに、PI アドレス割り当て規則別紙「契約料・維持料・<u>手数料</u>の額および支払い方法」に定めるところにより、契約料を乙から受領したことを確認した。</p>
<p>第4条（IP アドレス維持料の支払い）</p> <p>乙は、甲に対し、PI アドレス割り当て規則別紙「契約料・維持料の額および支払い方法」に定めるところにより、IP アドレス維持料を支払う。</p>	<p>第4条（IP アドレス維持料の支払い）</p> <p>乙は、甲に対し、PI アドレス割り当て規則別紙「契約料・維持料・<u>手数料</u>の額および支払い方法」に定めるところにより、IP アドレス維持料を支払う。</p>
<p>第6条（有効期間）</p> <p>この契約は、<u>****年**月**日にその効力を生じ</u>、以後、次に到来する3月31日までをその有効期間とする。ただし、期間満了日までに甲、乙いずれからも別段の意思表示がない場合には、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。</p>	<p>第6条（有効期間）</p> <p>この契約は、<u>第16条の効力発生日から</u>、以後、次に到来する3月31日までをその有効期間とする。ただし、期間満了日までに甲、乙いずれからも別段の意思表示がない場合には、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第9条（反社会的勢力の排除）</u></p> <p><u>乙は甲に対し、現在および将来にわたって、自らおよび自らを代理または媒介をする者その他の関係者が以下の各号のいずれにも該当しないことを確認する。</u></p> <p><u>(1) 暴力団</u></p> <p><u>(2) 暴力団員</u></p> <p><u>(3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</u></p>

	<p><u>(4) 暴力団準構成員</u></p> <p><u>(5) 暴力団関係企業</u></p> <p><u>(6) 総会屋等</u></p> <p><u>(7) 社会運動等標ぼうゴロ</u></p> <p><u>(8) 特殊知能暴力集団</u></p> <p><u>(9) その他前各号に準ずる者</u></p> <p><u>(以下、(1) から (9) を総称して「反社会的勢力」という)</u></p> <p><u>2 乙は甲に対し、現在および将来にわたって、自らおよび自らを代理または媒介をする者その他の関係者が前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と以下の各号のいずれかに該当する関係がないことを確約する。</u></p> <p><u>(1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係</u></p> <p><u>(2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係</u></p> <p><u>(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係</u></p> <p><u>(4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係</u></p> <p><u>(5) 役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係</u></p> <p><u>3 乙は甲に対し、自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約する。</u></p> <p><u>(1) 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を棄損し、または甲の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>(5) その他前各号に準ずる行為</u></p>
--	---

<p>第 9 条（告知による解約）</p> <p>（後略）</p>	<p>第 10 条（告知による解約）</p> <p>（後略）</p>
<p>第 10 条（解除）</p> <p>乙が下記各号のいずれか 1 に該当する場合、甲はただちに契約を解除することができる。ただし、乙に対する損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>（1）PI アドレスの使用にあたり、この契約、PI アドレス割り当て規則または同規則に関して甲が別に定める文書等に違反し、甲が定める相当な期間をもった是正の催告にもかかわらず、その是正を行わないとき</p> <p>（2）第 4 条の IP アドレス維持料の支払いを怠ったとき</p> <p>（3）仮差押、差押もしくは競売の申請または破産等の申立てがあったとき</p> <p>（4）租税公課を滞納して処分を受けたとき</p> <p>（5）その他甲の業務に著しい支障を及ぼす、または及ぼすおそれがある行為をしたとき</p> <p>2 甲がこの契約に違反した場合、乙は、この契約を解除することができる。ただし、この契約の定める範囲内での損害賠償の請求を妨げない。</p>	<p>第 11 条（解除）</p> <p>乙が下記各号のいずれか 1 に該当する場合、甲は<u>何らの催告なしに</u>ただちに契約を解除することができる。ただし、乙に対する損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>（1）PI アドレスの使用にあたり、この契約、PI アドレス割り当て規則または同規則に関して甲が別に定める文書等に違反し、甲が定める相当な期間をもった是正の催告にもかかわらず、その是正を行わないとき</p> <p>（2）第 4 条の IP アドレス維持料の支払いを怠ったとき</p> <p>（3）仮差押、差押もしくは競売の申請または破産等の申立てがあったとき</p> <p>（4）租税公課を滞納して処分を受けたとき</p> <p>（5）<u>第 9 条に違反し、または同条に基づく表明および確約に関し虚偽の申告をしたことが判明したとき</u></p> <p>（6）その他甲の業務に著しい支障を及ぼす、または及ぼすおそれがある行為をしたとき</p> <p>2 甲がこの契約に違反した場合、乙は、この契約を解除することができる。ただし、この契約の定める範囲内での損害賠償の請求を妨げない。</p>
<p>第 11 条（契約終了の場合の処理）</p> <p>（後略）</p>	<p>第 12 条（契約終了の場合の処理）</p> <p>（後略）</p>

第 <u>12</u> 条 (PI アドレスの返却後の効果) (後略)	第 <u>13</u> 条 (PI アドレスの返却後の効果) (後略)
第 <u>13</u> 条 (合意管轄) (後略)	第 <u>14</u> 条 (合意管轄) (後略)
第 <u>14</u> 条 (協議) (後略)	第 <u>15</u> 条 (協議) (後略)
第 <u>15</u> 条 (効力発生日) (後略)	第 <u>16</u> 条 (効力発生日) (後略)